三　配線器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
四　配線器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
五　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第一項に係るものに限る。）
六　小形単相変圧器及び放電灯用安定器（基準省令第二項に係るものに限る。）
七　電熱器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
八　電熱器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
九　電動力応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。）
十　電動力応用機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）
十一　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号。以下「規則」という。）第十九条第三号から第十四号までに掲げるものを除き、基準省令第一項に係るものに限る。）
十二　交流用電気機械器具（規則第十九条第三号から第十五号までに掲げるものを除き、基準省令第二項に係るものに限る。）
十三　携帯発電機（基準省令第一項に係るものに限る。）
十四　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。）

（三）　廃止年月日
平成二十二年一月一日

○国土交通省告示第八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更及び事業計画の変更の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年二月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十一年三月三十一日まで
三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字禄呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字天神窪、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動台、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中台、字大名神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字東窪、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内及び字作ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字陳場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字万観音、字滝ノ台、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字講端、字向、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字假田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字毘沙門、字中谷津、字滝ノ台及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陣場台、字陳場台、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字毘沙門の全部、栄字簇下及び字幕下の各一部
四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業
五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一
六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日
七　事業施行期間の変更　平成十六年五月十八日から平成三十一年三月三十一日まで
八　施行規程の変更及び事業計画の変更の認可の年月日　平成二十二年二月十二日

○国土交通省告示第八十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年二月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	型式	製作者等の名称
16371	メルセデス・ベンツ DBA—207347	メルセデス・ベンツ日本株式会社　東京都港区六本木一丁目9番9号
16372	メルセデス・ベンツ DBA—212047C	〃
16373	メルセデス・ベンツ DBA—212087C	〃
16374	メルセデス・ベンツ DBA—204047	〃
16375	メルセデス・ベンツ DBA—204247	〃

○国土交通省告示第八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月十四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年二月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	型式	製作者等の名称
16376	ニッサン DBA—Y51	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
16377	ニッサン DBA—KY51	〃
16378	ニッサン DBA—KNY51	〃

○国土交通省告示第八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月二十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年二月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	型式	製作者等の名称
16381	BMW CBA—SN30	ビー・エム・ダブリュー株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

○国土交通省告示第八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年十月二十八日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十二年二月十二日

国土交通大臣　前原　誠司

指定番号	型式	製作者等の名称
16382	ヤマハ EBL—RH03J	ヤマハ発動機株式会社　静岡県磐田市新貝2500番地